都城市における木材利用の促進に関する方針（案）

平成２４年　１月１１日　　策定

令和　６年　　月　　日一部改正

**１　基本的な考え方**

本市の総面積は約65,336haで、そのうち森林面積は全体の約５５％にあたる36,186haである。

また、戦後の拡大造林の推進により、標準伐期に達した人工林が８割を占め、製材面では約３０の製材業者があるなど、宮崎県を代表する木材供給基地である。

今後、スギを中心とする充実した森林資源を背景に、地元産材の需要を拡大していくことが重要な課題となっている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題として大きくクローズアップされる中で、脱炭素社会の実現や持続可能な開発目標（SDGｓ）への貢献など木材の利用促進に対する期待がますます高まっている。

木材は、調湿性に優れ断熱性が高くリラックス効果があるなど、人にやさしい、心休まる素材であるとともに、鉄やコンクリート等に比べ加工等に必要なエネルギーも低い環境にもやさしい省エネ資材であり、炭素を長期間貯蔵できる機能を有する再生産可能な資材である。

これらの優れた特性を持つ木材の利用を推進することは、森林の適正な整備を通じた森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、2050年ゼロカーボン社会の実現にも大きく貢献するものである。

また、地元産材を利用することは、豊富な森林資源を支えてきた山村地域の活性化をはじめ素材生産から製材・加工に至る地域林業や木材産業の活性化に繋がるだけではなく、土木・建設関連の他産業の振興にも寄与するなど、本市地域経済への波及効果が期待される。

平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物等において木造化・木質化を推進してきたが、令和3年に当法律は｢脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律｣（平成22年法律第36号。以下「法」という。）に改正され、建築物において、さらなる木材利用の促進に取り組むため、法の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大された。

さらに、宮崎県木材利用促進条例が制定されたことを踏まえ、本市が実施する事業はもとより、民間建築物も含めた建築物全体において、地元産材の利用を促進するとともに、木材の良さを幅広く普及啓発し地元産材の需要拡大を図るものである。

**２　用語の定義**

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（１）「地元産材」とは原則として、地元原産材及び地元原産材を加工した木材とするが、それらが手当できない場合にあっては、本市で製材された木材とする。

（２）「木造化」とは、建築物の主要構造部（壁、柱、梁等） の全て又は一部に地元産材を使って木造とする新築、増築又は改築とする。

（３）「木質化」とは、建築物の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分の全て又は一部に地元産材を用いることとする。

（４）「公共建築物」とは、国・地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物に加え、民間が整備する学校、老人ホームなど広く市民一般が利用する公共性の高い建築物とする。具体的には、３の（１）ア及びイに示す建築物をいう。

**３　公共建築物等における地元産材の利用の促進**

この方針で地元産材の利用を促進すべき公共建築物等については、次のとおりとする。

（１）本方針において、木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物が含まれる。

ア　市が整備する公共の用又は公用に供する建築物等

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 具体例 |
| 学校 | 幼稚園、小学校、中学校 |
| 社会福祉施設 | 児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等 |
| 保健・衛生施設 | 病院、診療所、保健所等 |
| 運動施設 | 体育館、水泳場等 |
| 社会教育施設 | 図書館、美術館、公民館等 |
| 都市・住宅施設 | 都市公園、公営住宅等 |
| 行政施設 | 庁舎等 |
| 公共施設である工作物 | 公共土木工事、森林整備工事等における工作物、土木構造物等 |
| その他市が整備する建築物 |  |

イ　民間の事業体整備する施設のうち、アに準ずる建築物であって、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる次のような施設

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 具体例 |
| 学校 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等 |
| 社会福祉施設 | 児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等 |
| 保健・衛生施設 | 病院、診療所等 |
| 運動施設 | 体育館、水泳場等 |
| 社会教育施設 | 図書館、美術館等 |
| 都市・住宅施設 | 都市公園、賃貸住宅等 |
| 公共施設である工作物 | ベンチ、外構施設等 |
| その他 | 公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等 |

（２）地元産材利用の促進に向けた取り組み

ア　市の取り組み

　　　市は率先して公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、民間団体その他の関係者の協力も得つつ、地元産材の利用促進に関する施策の効果的な推進を図る。

（ア）地元産材利用の促進のための行動計画の策定

（イ）地元産材木材の供給体制の整備

（ウ）地元産材利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供等

（エ）建築物木材利用促進協定制度及び補助事業の周知等

（オ）公共土木工事においては、自然景観や環境に配慮しつつ間伐材をはじめとする地元産材の活用を検討

（カ）木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を検討するほか、ボイラー等を設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの利用を検討

イ　関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

　　建築物を整備する民間事業者、建築士、建設業者、林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市が実施する施策に協力するとともに、次に掲げる事項に取り組むものとする。

（ア）公共建築物等における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、積極的に木材を利用するよう努める。（建築物を整備する民間事業者、建築士、建設業者）

（イ）市や建築物を整備する民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給およびその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体な利用方法の提案に努める。（林業事業者、木材加工業者、その他の関係者）

（３）公共建築物における木材利用の目標の設定

公共建築物に使用する木材は、原則として地元産材とすることを目標とする。

また、公共建築物における木造率等の目標については、別に定めるが、民間が整備する公共性の高い建築物については、木造率等の算定が困難であるため、当面の間は、国・県及び市の補助事業を活用した施設についてのみ把握する。

**４　市内の民間事業者が実施する施設整備に対する木材利用の促進**

（１）地元産材利用のＰＲ及び普及の推進

本市は、民間事業者が整備する公共的建築物等についても、この方針の趣旨を踏まえ、その整備主体に地元産材の使用を働きかけ、地元産材の利用を促進するための誘導に努める。また、地元産材の積極的な利用の促進に理解と協力が得られるよう幅広く呼びかける。

（２）支援体制

木造化・木質化に関する情報及び木材を利用した公共建築物に対する補助事業、技術的情報の提供の周知等に取り組むなど、必要な支援を行うものとする。

**５　市民への理解の醸成**

建築物における木材の利用を広く効果的に促進するためには、市民の理解の醸成が不可欠であることから、本市は、建築物における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの市民の理解が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

**６　期待される効果**

本方針に基づき、民間における建築物等に地元産材の利用が推進されることにより、林業・木材産業の活性化はもとより森林の適正な整備・保全が図られ、脱炭素社会の実現や山村地域の活性化等に資することが期待される。

公共建築物における木造率等の目標について

平成２４年１月１１日　　策定

令和　６年　月　　日一部改正

　都城市における木材利用の促進に関する方針の３（３）で定める公共建築物の木造率等の目標については、下記のとおりとする。

①　公共建築物の木造率を現状より５０％向上させる。

下記のうち、木造の床面積の合計（㎡）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現　状（令和５年度） | 目標値（令和１５年度） |
| 木造率(床面積ベース） | ７．５％ | １１．３％ |

※公共建築物木造率＝

新築・増築・改築床面積の合計 （㎡）

・現状の木造率については、R2～R5年度の4ヶ年平均値（住宅施設課提供）

②公共建築物の単位面積当たりの地元産材使用量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（改修等を除く）（単位：㎥／㎡）

|  |  |
| --- | --- |
| 木造施設 | 非木造施設（内装木質化） |
| 用　　途 | 目標値 | 用　　途 | 目標値 |
| 倉庫、作業所、更衣室等比較的簡易な公共建築物 | ０．０５ | 倉庫、作業所、更衣室等比較的簡易な公共建築物 | ０．０１ |
| 延床面積１，０００㎡以上の大規模な公共建築物 | ０．１０ | 庁舎（事務室）、学校校舎（教室）等 | ０．０２ |
| 上記以外の公共建築物 | ０．２０ | 公営住宅や、市民へのPR効果が高い公共建築物 | ０．０４ |
|  | 上記以外の公共建築物 | ０．０２ |

（数値の根拠）

１）国土交通省が3年ごとに実施する「建設資材・労働力需要実態調査（平成18年度元単位）」の「表―4　建築着工統計区分（構造別）に対応する面積原単位（全国）」から、構造別の木材使用量の基礎データ（㎥／㎡）を算出。

木造施設：０．２２　　非木造施設（鉄骨鉄筋コンクリート造）：０．０１２

２）木造施設については、基礎データを参考に目標値（０．２０）を設定した。ただし、壁や間仕切り、内装仕上げ等が少ない倉庫・作業所などや大規模建築物については、過去の実績等を考慮した。

３）非木造施設については、内装木質化の充実を促すため、比較的簡易な公共建築物以外は基礎データの2倍（住宅等は３倍）を目標に設定。